

2023.05.8

少額減価償却資産の損金算入の特例 と令和6年度税制改正

Q

お客様からのご質問

私は資本金 2,000 万円の建設会社の経営者です。

令和 6 年 3 月 31 日までで、「少額減価償却資産の損金算入の特例」の適用期限が切れるとお聞きしました。わが社の場合、どのような影響を受けるのでしょうか？

A

キド先生からの回答

「少額減価償却資産の損金算入の特例」とは、30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に、合計 300 万円までを限度として、即時償却（全額損金算入）が可能となる優遇税制です。令和 4 年度の税制改正で、その適用期限が令和 6 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されておりました。

【活用における基本的事項】

- ① 上限は年間 300 万円です。
- ② 30 万円未満の減価償却資産は全額損金算入ができます。
- ③ 中古品でも活用できます。
- ④ 期末でも全額損金算入ができます。月割計算は不要です。
- ⑤ 御社の事業年度に関係なく、令和 6 年 3 月 31 日まで活用できます。

【令和 6 年度税制改正の注目点】

令和 4 年度税制改正で、令和 6 年 3 月 31 日まで、2 年間延長されました。なお、令和 6 年度税制改正で適用期間が再度延長されるかどうか、中小企業にとっての注目点です。

キド先生からのコメント

令和 6 年度税制改正については、令和 5 年の 12 月に「税制改正大綱」が公表される予定です。中小企業にとって、令和 6 年度改正の注目ポイントの一つとなりますので、今後の動向に注視しましょう。詳しくは顧問税理士にご相談ください。

